

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年11月5日付第1996号

モスクワ

外国エージェントおよび連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」
第1条第2項に掲げる者に対する臨時調査の実施に関してロシア連邦法務省およびその地域支部が
検察機関に対して行う通知の規則の承認について

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」第10条第7項にしたがい、ロシア連邦政府は下記を決定する。

- ここに添付する「外国エージェントおよび連邦法『外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について』第1条第2項に掲げる者に対する臨時調査の実施に関してロシア連邦法務省およびその地域支部が検察機関に対して行う通知の規則」を承認する。
- 本決定は2022年12月1日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2022年11月 5 日付

ロシア連邦政府決定第1996号により

承 認

**外国エージェントおよび連邦法「外国の影響下のもとにある者の活動状況の監視について」
第1条第2項に掲げる者に対する臨時調査の実施に関してロシア連邦法務省およびその地域支部が
検察機関に対して行う通知の規則**

1. 本規則は、外国エージェントおよび連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」第1条第2項に掲げる者に対する臨時調査（以下、「臨時調査」）の実施に関してロシア連邦法務省およびその地域支部（以下、「国家監視機関」）が検察機関に対して行う通知の手順を定めるものである。

2. 国家監視機関は、臨時調査の実施に関する命令書の発行の日に、手交によって、または高度適格電子署名がなされた電子文書の形態で省庁間電子文書取扱いチャンネルによって、または郵便および宅配便によって、次に掲げる文書を検察機関に提出する：

臨時調査の実施に関する命令書の写し；

国家監視機関が受け取った文書であって臨時調査の実施事由となるもの（そこに記載されている情報）の写し。

3. ロシア連邦法務省中央機関が臨時調査を行う場合、本規則第2項に掲げる文書は、ロシア連邦法務次官または外国エージェントの活動状況の国家監視実施がその権限に含まれるロシア連邦法務省内局の局長が署名した送付状とともに、ロシア連邦最高検察庁に提出（送付）される。

ロシア連邦法務省地域支部が臨時調査を行う場合、本規則第2項に掲げる文書は、ロシア連邦法務省地域支部の長またはその次長が署名した送付状とともに、相応のロシア連邦構成主体の検察庁に提出（送付）される。